

| 議 案  | 担 当   | 概 要  |
|--|-------|--|
| <b>議案第 12 号</b><br>湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について            | 都市整備部 | 平成 29 年 6 月 2 日に公布された民法の一部を改正する法律が、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、不正な行為により市営住宅に入居した者に対して請求することができる利息の割合を改正するとともに字句の整理を行うものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。   |
| <b>議案第 13 号</b><br>市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について      | 湖西病院  | 今回の改正は、入院患者の療養費等の納期について、毎月 10 日、20 日、月末までの 3 回の区分から、毎月月末までの期間に改正するものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。  |
| <b>議案第 14 号</b><br>静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について | 総務部   | 静岡県市町総合事務組合の構成団体である「浅羽地域湛水防除施設組合」が、令和 2 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、静岡県市町総合事務組合規約の別表第 1 及び別表第 2 から当該組合を削除するものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。   |
| <b>議案第 15 号</b><br>市道の路線の認定について                          | 都市整備部 | 川岸北浦線は、国道 301 号の一部で利木地内の天竜浜名湖線架道橋付近の新たな道路が平成 30 年 3 月に開通したことに伴い、もとの道路部分が静岡県から移管されるため、市道として新たに認定をするものです。  |
| <b>議案第 16 号</b><br>市道の路線の変更について                          | 都市整備部 | 疣沢 1 号線は、太田地内の天竜浜名湖線知波田駅西側、青平地区農地開発事業区域の南側に位置する終点が行き止まりとなっている路線で、一部が一般交通の用に供する必要がなくなったと認められることから、路線の変更をするものです。   |
| <b>議案第 17 号</b><br>令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）               | 総務部   | 今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 5,914 万 5,000 円を増額し、総額を 216 億 7,602 万 1,000 円にしようとするものです。<br>補正の内容としまして、歳入につきましては、市税、県支出金、寄附金、諸収入及び市債を増額し、国庫支出金及び繰入金を減額するものです。<br>歳出の主な内容は、後年の公共施設整備推進のため、公共施設整備基金への積立金を増額するとともに、土地開発公社所有の土地を買い戻すための土地購入費及びため池耐震性調査の実施に係る事業費を計上し、浜名湖西岸土地地区画整理事業や新居関跡保存整備事業等の事業費確定に伴う、入札差金や不用額を減額するものです。<br>また、歳入歳出予算の補正と併せ、債務負担行為の追加、地方債の変更及び繰越明許費の追加を予定しています。 |

| 議 案   | 担 当   | 概 要  |
|---|-------|--|
| <b>議案第 18 号</b><br>令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  | 市民安全部 | <p>今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 341 万 2,000 円を減額し、総額を 56 億 9,294 万 8,000 円にしようとするものです。</p> <p>補正の内容といたしまして、歳出につきましては、一般被保険者の医療費の減少に伴い、療養給付費を 341 万 2,000 円減額しようとするものです。</p> <p>歳入につきましては、一般会計からの繰入金を 341 万 2,000 円減額し、国民健康保険事業基金を繰り戻すため、基金繰入金を 1 億 3,000 万円減額し、その補正財源といたしましては、前年度繰越金を充てようとするものです。</p> <p>また、歳入歳出予算の補正と併せ、国民健康保険特定健康診査業務の債務負担行為の追加を予定しています。</p>                                    |
| <b>議案第 19 号</b><br>令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）    | 健康福祉部 | <p>今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,823 万 1,000 円を増額し、総額を 43 億 5,186 万 6,000 円にしようとするものです。</p> <p>補正の内容といたしまして、歳出につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数増加に伴い、県国民健康保険団体連合会に支払う負担金として 1,820 万円、介護給付費準備基金の運用利子収入の増加に伴い、積立金を 3 万 1,000 円、それぞれ増額しようとするものです。</p> <p>補正財源といたしましては、前年度繰越金 1,820 万円、運用利子収入 3 万 1,000 円を充てようとするものです。</p>  |
| <b>議案第 20 号</b><br>令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） | 市民安全部 | <p>今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 547 万 5,000 円を増額し、総額を 6 億 7,911 万 4,000 円にしようとするものです。</p> <p>補正の内容といたしまして、歳出につきましては、広域連合納付金の補正額が 547 万 5,000 円で、保険料収入の増加に伴い、後期高齢者医療保険料納付金を増額するとともに、保険基盤安定負担金の決定に伴い、低所得者軽減負担分を増額及び被扶養者軽減負担分を減額しようとするものです。</p> <p>補正財源といたしましては、後期高齢者医療保険料 300 万円、一般会計からの保険基盤安定繰入金 247 万 5,000 円を充てようとするものです。</p> <p>また、歳入歳出予算の補正と併せ、令和 2 年度コンピュータシステムリース料として、債務負担行為の追加を予定しています。</p> |
| <b>議案第 21 号</b><br>令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）        | 環 境 部 | <p>今回の補正予算は、収益的支出を 900 万円増額し、総額を 11 億 3,842 万 7,000 円にしようとするものです。</p> <p>補正の内容といたしましては、今年度の事業活動により支払う消費税が不足する見込みのため、増額するものです。</p>  |

| 議 案   | 担 当                       | 概 要 |
|---|---------------------------|-----|
| 議案第 22 号  | 令和 2 年度湖西市一般会計予算          |     |
| 議案第 23 号  | 令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算  |     |
| 議案第 24 号  | 令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計予算    |     |
| 議案第 25 号  | 令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算 |     |
| 議案第 26 号  | 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計予算     |     |
| 議案第 27 号  | 令和 2 年度湖西市水道事業会計予算        |     |
| 議案第 28 号  | 令和 2 年度湖西市病院事業会計予算        |     |
| ※議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 議案につきましては、予算説明会において説明いたしますので、概要説明を省略させていただきます。 |                           |     |

# 議 案 説 明

No.1

令和2年3月定例会

| 議 案  | 担 当   | 概 要   |
|--|-------|---|
| <b>議案第1号</b><br>湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                             | 総務部   | 令和2年3月31日をもって、現固定資産評価審査委員会委員の佐原弘恭氏の任期が満了となります。<br>佐原氏は、地域の人望も厚く、また固定資産の評価に関する研さんも積んでおられますことから、適任者として引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。<br>なお、任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。   |
| <b>議案第2号</b><br>湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について                                       | 健康福祉部 | 湖西市児童手当は、昭和47年から児童福祉の向上を目的として遺児、障害児に対して月額1,000円を支給する市単独の手当制度として施行され、昭和51年からは月額2,000円を支給しています。<br>障害福祉・子育て支援サービスが拡大し続ける中で、国から障害児へ支給される「特別児童扶養手当」や、市と国から重度障害児へ支給する「障害児福祉手当」も年々増額されており、同趣旨で2,000円を市独自で上乗せする本制度の意義が小さくなっているため、廃止しようとするものです。<br>なお、施行日は、令和2年7月1日とするものです。 |
| <b>議案第3号</b><br>湖西市犯罪被害者等支援条例制定について  | 市民安全部 | 湖西市における犯罪被害者等の支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため条例を制定するものです。<br>なお、施行日は、令和2年4月1日とするものです。  |
| <b>議案第4号</b><br>湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 総務部   | 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の2つの条例について、条例の題名を改正するほか、法改正に準じた文言の修正など、所要の改正を行うものです。<br>なお、施行日は、公布の日とするものです。   |
| <b>議案第5号</b><br>湖西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について                                  | 総務部   | 平成29年6月に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、平成30年4月1日から、監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができることとなりました。<br>今回の改正は、監査専門委員の選任を必要とするときに備え、監査専門委員の設置に最低限必要な事項を規定しようとするものです。併せて、本条例中で引用する地方自治法の条ずれを解消し、及び字句の整理を行うものです。<br>なお、施行日は、令和2年4月1日とするものです。   |

| 議 案   | 担 当   | 概 要   |
|---|-------|---|
| <b>議案第 6 号</b><br>湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について                          | 総 務 部 | 住居手当の算定基準の見直しについて、令和元年 8 月の人事院勧告に伴う国の取扱いに準じ改正を行うとともに、新居幼稚園のこども園化により保育教諭等の職が追加されることに伴い等級別基準職務表の改正を行うものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。  |
| <b>議案第 7 号</b><br>湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について                              | 都市整備部 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が、令和元年 11 月 7 日に公布され 11 月 16 日に施行されたことに伴い、創設された評価方法による建築物のエネルギー消費性能に係る認定事務手数料を新たに設けようとするものです。また、手数料の金額につきましては、静岡県と同額とするものです。<br>なお、施行日は、公布の日とするものです。     |
| <b>議案第 8 号</b><br>湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について                      | 教育委員会 | 新居幼稚園の空き教室を利用して実施している緊急一時預かり事業について、こども園化により空き教室がなくなるため令和 2 年 4 月 1 日から内山保育園で実施すること、また、今後は公立幼稚園では実施することはありませんので、本条例に規定する緊急一時預かり事業に関する箇所を削除する改正を行うものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。 |
| <b>議案第 9 号</b><br>湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について                            | 教育委員会 | 一時的に家庭での保育が困難となる場合に行う一般型の一時預かり事業について、こども園となる新居幼稚園においても実施できるよう改正を行うものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。   |
| <b>議案第 10 号</b><br>湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 教育委員会 | 2 歳児までの保育を行う小規模保育事業所等が、3 歳児以上の子を引き続き保育する施設としてあらかじめ設定すべき連携施設を確保する期間について、経過措置の 5 年間の国の基準改正に基づき、更に 5 年延長する改正を行うものです。<br>なお、施行日は、公布の日とするものです。   |
| <b>議案第 11 号</b><br>湖西市家庭児童相談員設置条例の一部を改正する条例制定について                         | 健康福祉部 | 今回の改正は、非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行となる湖西市家庭児童相談員についての報酬の支給根拠を「湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」から「湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例」に改めるものです。<br>なお、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものです。                                |